

昭和四十二年五月

国立大学教官の給与改善に関する要望書

国立大学協会

国立大学教官の給与改善に関する要望書

一 給与の根本的改善

大学教官は、自由な創意と独立の判断に基づき、学術の中心としての大学において高度の研究と教育を行なうという重大な責務を担っている。^(注1)しかし、このように職務の複雑、困難および責任の度がいちじるしく高いにもかかわらず、^(注2)国立大学教官の給与は劣悪なままに放置されている。

国立大学教官の給与の現状は、職務の類似する裁判官に比していちじるしく劣悪であるばかりでなく、一般の公務員に比してもかなり劣っている。すなわち、国立大学教官は、管理職手当および超過勤務手当の点で一般の公務員より不利な取扱いを受けている上に、^(注3)研究教育上みずから負担せざるをえない最低限度の必要費を固有の職業費として給与の中から支出している。^(注4)国立大学教官の給与は、少なくとも、これらのものを充分に補うものでなければならぬはずである。戦前における国立大学教官の給与や、諸外国における大学教官の給与と比較してみても、国立大学教官の給与の現状が劣っていることは、明らかである。

このように国立大学教官の給与が劣悪なことは、国立大学教官の研究教育活動を阻害しているばかりでなく、後継者の確保および育成をいちじるしく困難にしている。いまにして国立大学教官の給与の根本的改善を図らなければ、将来、憂うべき事態に立ち至るおそれがある。

国立大学協会は、(1)国立大学教官については、その職務と責任の特殊性に基づき、一般の公務員とは別個の原則による給与体系を設けること、(2)国立大学教官の給与については、大学による格差を設けず、その俸給表は一本だてとすること、(3)大学院担当教官の俸給の調整措置については、相当の改善を行なう必要があること、の三点を中心として、国立大学教官の給与の根本的改善を図るべきことを、以前から要望してきた。

このような給与の根本的改善については、政府において、調査会ないしは審議会のような機構を設けて基本的に検討するとともに、さしあたり改善が可能な点については至急に措置することを、強く要望する。^(注5)

二 助手その他若手教官の給与の改善

国立大学教官の給与のうち、至急に大幅な改善を要するのは、助手その他若手教官の給与である。

とくに助手は、研究者の源泉であるとともに、大学の研究教育活動にとって不可欠のものとなつていく。それにもかかわらず、助手の給与は劣悪であるため、後継者として優秀な人材を確保するのに困難をきたしているとともに、大学の研究教育活動に支障を生じている。助手の給与を根本的に改善するには、助手の大学教官としての職務内容を明確にするとともに、助手の名称を適切なものに改めることが必要であるが、この際、職務として研究に従事する助手については、緊急に次のように給与の改善を図るとともに、それに伴って他の若手教官の給与を改善することを強く要望する。

(1) 俸給および初任給手当を大幅に引き上げること。

(2) 大学院の教育に関与する助手に大学院担当の俸給の調整額を支給すること。これに伴い、講師以上で大学院を担当しながら俸給の調整額を支給されていない者にも、これを支給すること。

(3) 博士号を有する者など、とくに業績および能力のすぐれた助手については、特別昇給を認め、または給与の上で講師に準ずるなど、特別の優遇措置を講ずること。

(注1) 学校教育法五十二条は、「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定している。これは、小学校、中学校、高等学校についての規定と、いちじるしく異なるものである。

(注2) 「各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない」（一般職の職員の給与に関する法律四条）。

(注3) 一般の公務員については、たとえば中央官庁の課長以上には本俸の二五%の管理職手当が支給されているが、国立大学教官については、学長・学部長等の管理職を別にすれば、大学院担当手当が八%支給されているだけである。かりに本俸十万円のところをとれば、この点だけで、一万七千円の格差が生じることになる。また、戦後の給与体系が発足した当時においては、国立大学教官の本俸は、超過勤務手当に見合う分だけ一般の公務員よりよくなっていたが、その差は消滅してしまっている。なお、大学教官は、学長・学部長という管理職としてではなく、また、超過勤務の多少によってではなく、大学教官としてのその本来の職務において優遇されるのが本筋である。

(注4) 国立大学教官の自己負担研究費は、次の表のように、月額にして一万円から二万円、割合にして給与の二〇%前後を占めている。しかも、その負担割合が若手研究者ほど重いことが注目される。一般の公務員においても、書籍代などを自ら負担することがあるが、国立大学教官の場合にはそれが固有の職業費としていちじるしく大きいことが特徴である。一般の公務員とのこの実質上の格差は、本俸または特殊な手当の形で補填する必要がある。

調査別		区 分	国立大学教官の自己負担研究費			
第 一 調 査	給 与 所 得 (A)	二〇歳台	七〇・〇万円	四〇・四万円	二〇歳台	四〇・四万円
	自己負担研究費 (B)	三〇歳台	一三・五万円	九・三万円	四〇歳台	一九・二万円
第 二 調 査	給 与 所 得 (A)	三〇歳台	一九・三%	二三・〇%	四〇歳台	一九・七%
	自己負担研究費 (B)	四〇歳台	一四・九%	一七・三%	五〇歳以上	一七・五%
調 査	研究費割合 (B/A)	二〇歳台	二〇・九%	二七・九%	四〇歳台	一五・八%
	給 与 所 得 (A)	三〇歳台	六九・九万円	四三・八万円	五〇歳以上	一四八・八万円
調 査	自己負担研究費 (B)	四〇歳台	一四・六万円	一二・二万円	五〇歳以上	二七・二万円
	研究費割合 (B/A)	五〇歳以上	二〇・九%	二七・九%		一八・三%

(備考) 第一調査は、昭和四十年二月国立大学協会調査、第二調査は、昭和四十一年二月全国国立大学教官待遇改善連合懇談会調査である。

(注5) 国立大学教官の給与を根本的に改善する場合に考えられる給与の体系と水準を、参考までに表の形にすれば次のようになる。

国立大学教官俸給表

1 等 級 (教 授)		2 等 級 (助 教 授)		3 等 級 (助 手)	
俸 給 月 額	経 験 年 数	俸 給 月 額	経 験 年 数	俸 給 月 額	経 験 年 数
120,000 円	15 年	65,000 円	5 年	35,000 円	0 年
145,000	20	95,000	10	60,000	5
165,000	25	120,000	15	85,000	10
180,000	30	140,000	20	105,000	15
190,000	35	155,000	25	115,000	20
200,000	40	165,000	30		

- (備考) 1. この表に掲げる俸給月額は、昭和42年4月を基準として考えたものである。
2. 専任講師は、助教授に準ずる。
3. 各等級の俸給月額は、5年きざみに大要を記した。その間の俸給のきざみ方については、実情に即して弾力的に考えられてよい。

前掲国立大学教官俸給表のグラフ

